

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

概要

4 Gで使用されている周波数帯への5 Gの導入等に向けた電波法施行規則等の一部改正及びローカル5 Gの使用周波数帯の拡張等に向けた電波法施行規則等の一部改正に伴い、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）及び電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）について、所要の規定の整備を行うもの。

改正の概要は次のとおり。

改正の概要

（1）電気通信事業法施行規則の一部改正

登録申請書の注記中の5 Gの定義に、周波数分割複数方式を使用する5 Gの技術基準（無線設備規則第49条の6の13）に適合する無線設備を追加

【改正を行う条項】

施行規則様式第1

（2）電気通信事業報告規則の一部改正

ア ローカル5 Gサービスの定義に、ローカル5 Gの使用周波数帯拡張を踏まえた技術基準（無線設備規則第49条の6の12第1項）に適合する無線設備を用いて提供される電気通信役務を追加

【改正を行う条項】

第1条第2項第13号の2

イ 仮想移動電気通信サービスの定義に、ローカル5 Gの使用周波数帯拡張を踏まえた技術基準（無線設備規則第49条の6の12第1項）に適合する無線設備を用いて提供される電気通信役務を追加

【改正を行う条項】

第1条第2項第19号